

# 1 令和7年度 国民健康保険料率について

## (1) 令和7年度 府内統一保険料率

○ 令和6年度から府内統一保険料率

→ 府内のどこにお住まいでも「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」



		令和6年度	令和7年度	増減
医療分	平等割	34,803円	33,574円	▲1,229円
	均等割	35,040円	34,424円	▲616円
	所得割	9.56%	9.30%	▲0.26%
	賦課限度額	65万円	65万円	増減なし
後期高齢者 支援金分	平等割	11,091円	10,761円	▲330円
	均等割	11,167円	11,034円	▲133円
	所得割	3.12%	3.02%	▲0.10%
	賦課限度額	22万円	24万円	+2万円
介護分	均等割	19,389円	18,784円	▲605円
	所得割	2.64%	2.56%	▲0.08%
	賦課限度額	17万円	17万円	増減なし

※ 0歳～39歳及び65歳～74歳の保険料は、医療分＋後期高齢者支援金分  
40歳～64歳の保険料は、医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分

## (2) 一人当たり平均保険料

### ○一人当たり平均保険料（年間）

令和6年度	令和7年度	増減	改定率
179,602円	177,109円	▲2,493円	▲1.4%

(月平均208円の減)

※ 令和6年度から府内統一保険料率 → 府の算定による

### ○保険料の減要素

#### ① 保険給付費の減等による減

- 一人当たり保険給付費の見込額の減 : ▲0.9%
- 高額医療費負担金制度（国制度）の見直し : +0.9%
- その他（介護納付金の減等） : ▲0.6%

高額な医療費（レセプト1件 80万円超の部分）に対して国・府が各1/4を負担  
 → 基準額がR7年度から段階的に引き上げられ、国・府の財源が減少  
 ※ 基準額（現行：80万円 → 令和7年度：90万円）  
 ※ 影響額（一人当たり保険料 +1,636円）

▲0.6%

#### ② 財政調整事業等による保険料抑制財源の増による減

- 一人当たり抑制額の増

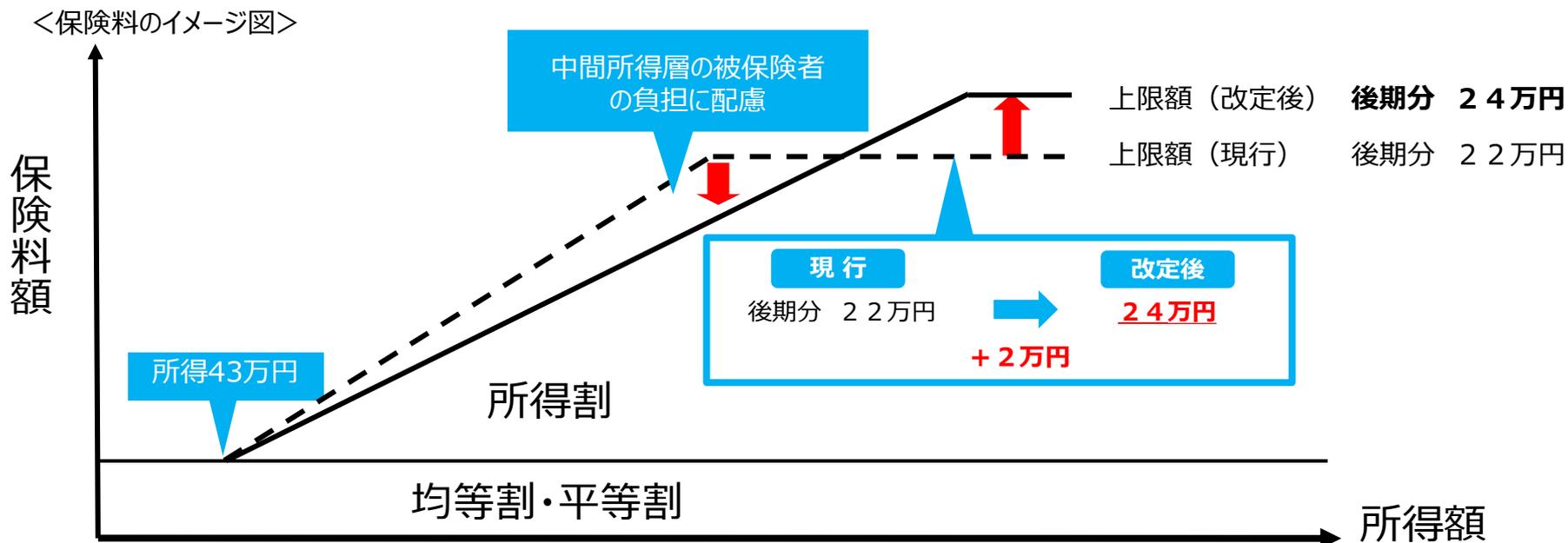
R6年度：14,968円 → R7年度：16,401円

▲0.8%

※ 統一保険料率を抑制・平準化するため、府の国保会計の剰余金等を充当  
 ※ 保険料率の完全統一達成による国からのインセンティブ（一人当たり1,000円）を含む

### (3) 賦課限度額の改定

- 国において、中間所得層の保険料負担の緩和を図るため、令和6年度に後期高齢者支援金分の賦課限度額2万円の引き上げが行われた。
- 大阪府においては、令和7年度の府内統一保険料率の算定にあたり、賦課限度額を国基準に合わせた。
- 大阪市においても府内統一保険料率と同基準とするため、令和7年度に条例を改正する。 ※令和7年4月1日改正



(参考) 賦課限度額 (府内統一基準の考え方)

大阪府が毎年度、国保法の規定による市町村標準保険料率を算定し、市町村へ通知を行う日において施行されていた、国保法施行令で定める賦課限度額

	令和6年度	令和7年度	改定額
医療分	65万円	65万円	据置
後期分	22万円	24万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	据置
合計	104万円	106万円	+2万円